

佐渡市学校教育環境整備検討委員会規則

(設置)

第1条 佐渡市立小中学校及び幼稚園の適正な配置と校舎等教育施設の適正な整備を図るため、佐渡市学校教育環境整備検討委員会(以下「検討委員会」という。)を置く。

(職務)

第2条 検討委員会は、佐渡市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の要請に応じ、次の事項について調査及び検討する。

- (1) 児童生徒数の将来を見据え、地理的条件等を考慮した小中学校区の検討
- (2) 遠距離通学児童生徒への対処方法
- (3) 市立幼稚園のあり方及び配置について
- (4) その他教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 検討委員会は、委員15人以内で組織する。

- 2 委員は、識見を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第4条 検討委員会に委員長を置き、委員のうちから互選する。

- 2 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会は、必要に応じて、委員長が招集する。

- 2 検討委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員長は、会議の議長となる。

(専門部会)

第6条 検討委員会は、第2条に掲げる事項を専門的に分掌させるため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、委員長が指名する委員をもって組織する。

3 専門部に部会長を置き、専門部の委員のうちから互選する。

(関係者の出席)

第7条 検討委員会(専門部を含む。)は、必要があると認めるときは、その会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、学校教育課において行う。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。